●手続きの流れ

住宅の建築又は購入に係る契約の締結
※工事請負契約書又は売買契約書の締結日の記載が
令和６年１２月６日以降であること

⇩

住宅の登記・住民票の異動（引越し）

⇩

住宅取得支援事業補助金申請書兼請求書の提出
区窓口に提出、もしくは郵送
（登記の受付年月日から**１年以内※）**
※ただし、令和８年度中（令和９年３月３１日まで）に限り、登記から１年経過後の申請についても受け付けます

＊最終締切りは、
３月末までになります。

⇩

審　査（１週間程度かかります）

→ 不交付（不交付決定通知書）

交付決定（住宅取得支援事業補助金交付決定通知書を発送します）

⇩

支払い手続き（１か月程度かかります）

補助金の着金を確認してください